

交通政策審議会海事分科会船員部会
第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会 議事次第

令和元年9月11日(水)
13:30 ~ 15:00
3号館10階海事局第5会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

3. 閉 会

海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

石崎由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授

◎ 野川 忍 明治大学専門職大学院 法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

住 成信 全日本海員組合 国内局国内部副部長補

平岡 英彦 全日本海員組合 中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

江口 清徳 野母商船株式会社 常務取締役

黒瀬 康弘 商船三井フェリー株式会社 専務取締役

◎ 専門部会長

配布資料一覧

- 資料1 海上旅客運送業最低賃金
(平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第6号)

- 資料2 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

- 資料3 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

海上旅客運送業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 11 年 11 月 1 日	平成 11 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 12 年 11 月 10 日	平成 12 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 30 年 12 月 5 日	平成 30 年国土交通省最低賃金公示第 2 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 近海区域を航行区域とする船舶

(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員（事務部職員を除く。） 245,350 円

(2) 事務部職員 191,250 円

(3) 部員 183,900 円

5 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(5) 1 か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成11年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成11年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成12年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成12年12月10日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成30年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成31年1月4日から効力を生ずる。

海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額		
	職員	事務部職員	部員
平成 8 年	234,350円	181,250円	169,450円
平成 9 年	236,950円	183,250円	172,600円
平成 10 年	238,050円	184,100円	175,800円
平成 11 年	—	—	176,500円
平成 12 年	—	—	177,050円
平成 13 年	238,300円	184,200円	177,500円
平成 18 年	—	—	—
平成 25 年	239,250円	185,150円	178,250円
平成 26 年	240,250円	186,150円	179,000円
平成 27 年	242,050円	187,950円	180,600円
平成 28 年	243,050円	188,950円	181,600円
平成 29 年	244,050円	189,950円	182,600円
平成 30 年	245,350円	191,250円	183,900円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

1. 職員(事務部職員を除く。)		最賃額						245,350	(単位:円,%)	
会社名	職名	基本給(初任額)		乗船手当等	フェリー手当	航海日当	その他	合計	最賃額との差	備考 (航海日当/月)
		標準年齢給	職務給							
A社	航・機士	178,110	55,700			14,100		247,910	2,560	大型CF 20.00 日
B社	〃	178,110	55,700			14,805		248,615	3,265	大型CF 21.00 日
C社	〃	255,070	3,610	7,000	25,000	14,805		305,485	60,135	個別協約 21.00 日
D社	〃	178,110	55,700			14,100		247,910	2,560	大型CF 20.00 日
E社	〃	250,570	3,740	62,640				316,950	71,600	個別協約 - 日
F社	〃	216,370	11,440			17,221	40,456	285,487	40,137	個別協約 22.81 日
G社	〃	178,110	55,700			12,690	12,240	258,740	13,390	大型CF 18.00 日
H社	〃	248,220	1,700			19,090	6,050	275,060	29,710	個別協約 23.00 日
I社	〃	222,800	10,000	33,420				266,220	20,870	個別協約 - 日
J社	〃	243,350		24,335		8,400		276,085	30,735	中四旅客 20.00 日
K社	〃	191,630	55,700			13,395		260,725	15,375	大型CF 19.00 日
L社	〃	222,590	16,500			21,150	82,500	342,740	97,390	個別協約 30.00 日
M社	〃	179,800	55,700			14,100		249,600	4,250	大型CF 20.00 日
N社	〃	179,800	55,700			12,690		248,190	2,840	大型CF 18.00 日
O社	〃	236,600	2,500	9,720		3,000	37,210	289,030	43,680	個別協約 20.00 日
P社	〃	246,590	3,600		4,650	15,100	8,150	278,090	32,740	個別協約 20.00 日
Q社	〃	243,350		24,340		13,400		281,090	35,740	中四旅客 20.00 日
R社	〃	186,560	55,700			15,510		257,770	12,420	大型CF 22.00 日
S社	〃	221,930		800	6,517	15,202		244,449	-901	個別協約 21.56 日

2. 事務部職員

最賃額

191,250

(単位：円，%)

会社名	職名	基本給(初任額)		乗船手当等	フェリー手 当	航海日当	その他	合計	最賃額 との差	備考 (航海日当/月)
		標 年齢給	職 務給							
A社	事務員 (未経験)	239,090	3,580	59,770				302,440	111,190	個別協約 ー 日
B社	〃	171,350	8,760			14,100		194,210	2,960	大型CF 20.00 日
C社	〃	226,060		22,610		13,400		262,070	70,820	中四旅客 20.00 日
D社	〃	183,350	54,860			13,395		251,605	60,355	大型CF 19.00 日
E社	〃	185,210				16,560	3,800	205,570	14,320	個別協約 23.00 日
F社	〃	178,110	8,760			14,100		200,970	9,720	大型CF 20.00 日

3. 部 員

最賃額

183,900

(単位：円，%)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額)		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 手 当	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最賃額との差	備 考 (航海日当/月)
		標 準 給	職 務 給							
A社	部員 (未経験)	178,110	8,170			13,335		199,615	15,715	大型CF 21.00 日
B社	"	160,060				12,887	40,456	213,403	29,503	個別協約 22.81 日
C社	"	168,520	3,410	42,130				214,060	30,160	個別協約 — 日
D社	"	158,370	1,000			19,050	82,500	260,920	77,020	個別協約 30.00 日
E社	"	169,350		16,940		10,300		196,590	12,690	中四旅客 20.00 日
F社	"	171,350	8,170			12,700		192,220	8,320	大型CF 20.00 日
G社	"	171,350	8,170			12,065		191,585	7,685	大型CF 19.00 日
H社	"	170,470		25,571				196,041	12,141	個別協約 — 日
I社	"	171,350	8,170			12,700		192,220	8,320	大型CF 20.00 日
J社	"	185,210				16,560	3,800	205,570	21,670	個別協約 23.00 日
K社	"	171,350	8,170			11,430	12,240	203,190	19,290	大型CF 18.00 日
L社	"	171,350	8,170			12,700		192,220	8,320	大型CF 20.00 日
M社	"	169,350		16,935		5,800		192,085	8,185	中四旅客 20.00 日
N社	"	166,600			4,350	12,700	8,150	191,800	7,900	個別協約 20.00 日
O社	"	171,350	8,170	0		11,430		190,950	7,050	大型CF 18.00 日
P社	"	171,350	8,170			13,970		193,490	9,590	大型CF 22.00 日
Q社	"	169,350	3,290	2,000	25,000	13,335		212,975	29,075	個別協約 21.00 日
R社	"	168,450		800	4,439	13,692		187,381	3,481	個別協約 21.56 日
S社	"	168,690		8,100		2,000	29,328	208,118	24,218	個別協約 20.00 日